

千葉県告示第780号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年9月22日

千葉市長 神谷 俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
ドットジュニア浜野 （重症心身型放課後等デイサービス） 千葉市中央区村田町 1189番地 グランシャルマン 1階B号室	株式会社ブリッジ 千葉市美浜区中瀬二丁目 6番地1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト29階 代表取締役 垣本 祐作	令和5年 10月1日	1250102439	放課後等デイサービス